平成２５年（フ）第５１号
山口県岩国市南岩国町４丁目66番54―208号
債務者　水谷　鉄也
1　決定年月日時　平成25年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２５年（フ）第１３０号
山口県下関市一の宮町２丁目１番20―403号サンハイツ
債務者　清見　俊公
1　決定年月日時　平成25年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第１３３号
山口県下関市上田中町５丁目16番４号、前住所山口県下関市向洋町１丁目15番１号
債務者　ベロベロバーアゲインこと　茨木　正弘
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第１３６号
山口県下関市東向山町10番23号
債務者　髙橋　和靖
1　決定年月日時　平成25年10月30日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第２３１号
徳島県板野郡藍住町勝瑞字成長37番地25
債務者　森本　孝文
1　決定年月日時　平成25年10月31日午前11時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２３５号
徳島県鳴門市撫養町斎田字北浜160番地
債務者　國原　善一
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２９６号
愛媛県松山市新石手234番地の３
債務者　高石　繁子
1　決定年月日時　平成25年10月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１５７号
福岡県小郡市希みが丘１丁目９番地２　パインカーサ希みが丘Ｂ―201号、前住所大分県玖珠郡玖珠町大字帆足242番地
債務者　宿利　尚宏
1　決定年月日時　平成25年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第２０９号
福岡県小郡市井上681番地１
債務者　重松　太平
1　決定年月日時　平成25年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第９０号
福岡県田川郡糸田町3380番地１
債務者　松﨑真奈美
1　決定年月日時　平成25年10月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２５年（フ）第９１号
福岡県田川郡糸田町3380番地１
債務者　松﨑　英智
1　決定年月日時　平成25年10月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２５年（フ）第３３５号
大分市大字田尻760番地の28　天領ハイツＴ―93
債務者　佐藤　真也
1　決定年月日時　平成25年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４１２号
大分県臼杵市大字井村1923番地の３
債務者　川野　茂子
1　決定年月日時　平成25年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第７１号
宮崎県都城市山田町山田9549番地１
債務者　内村　哲男
1　決定年月日時　平成25年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２５年（フ）第８５号
宮崎県都城市鷹尾１丁目3733番地１宮丸西54―３―33号室
債務者　上野　亜樹
1　決定年月日時　平成25年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２５年（フ）第１０３８号
京都市西京区大原野上里南ノ町50番地２　サンビレッジ大原野101号
債務者　岡﨑　　卓
1　決定年月日時　平成25年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１９６号
青森市緑３丁目３番地５　サボイハウスＤ号
債務者　成田　　誠
1　決定年月日時　平成25年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで
青森地方裁判所民事部破産係